

別紙

行政文書の名称
・【豊川市・提出なし】解職請求に係る署名簿の仮提出について
・【豊川市・集計中】解職請求に係る署名簿の仮提出について
・【豊川市・集計中 冊数確定】解職請求に係る署名簿の仮提出について
・【豊川市・受理】解職請求に係る署名簿の仮提出について
・愛知県知事解職請求者署名簿の仮提出について
・【豊川市】愛知県知事解職請求に係る点検票の送付について 1/3
・【豊川市】愛知県知事解職請求に係る点検票の送付について 2/3
・【豊川市】愛知県知事解職請求に係る点検票の送付について 3/3

開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由
個人の氏名、住所及び印影	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
URL	愛知県情報公開条例第7条第6号に該当県が行う情報資産の管理事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な執行に影響を及ぼすおそれがあるため。